

道路位置指定申請の手引き

令和2年3月（改正）

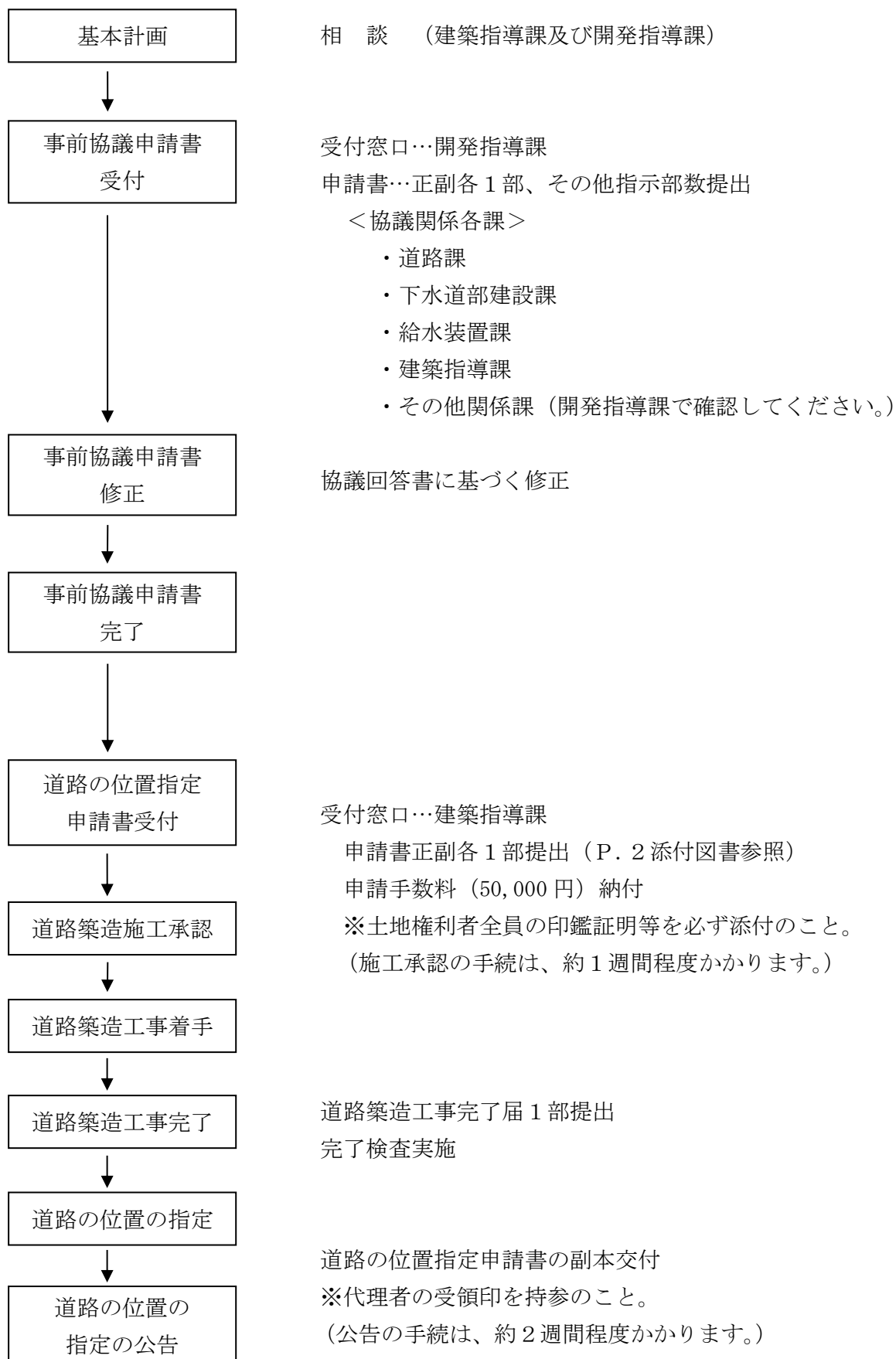
尼 崎 市

目次

I	道路の位置の指定の申請手続き	1
1	道路位置指定の手続き	
2	道路の位置指定申請書の添付図書	
II	指定道路の技術基準	4
1	指定道路の幅員	
2	接続道路	
3	袋路状道路	
4	すみ切り	
5	自動車の転回広場	
6	道路の構造	
7	排水施設	
8	標識の設置	
III	道路位置指定台帳作図例	8

I 道路の位置の指定の申請手続き

1 道路位置指定の手続き



2 道路の位置指定申請書の添付図書

番号	種類	明示すべき事項	備考
①	申請書	第14号様式による ※1	
②	委任状	委任者及び代理者の住所・氏名	
③	付近見取図	道路部分を朱書き、方位	縮尺 1/2,500 の都市計画図を使用
④	公図	道路部分を朱書き	
⑤	土地全部事項証明書	道路となる土地及びその道路に隣接する土地	申請書提出日の3ヶ月以内のもの 正本は原本を添付
⑥	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者のもの ・道路となる土地及びその土地にある建築物（工作物）にかかる所有者及び抵当権者など所有権以外の権利者のもの ・道路の管理者となるもの 	申請書提出日の3ヶ月以内のもの 正本は原本を添付
⑦	代表者事項証明書	印鑑証明書が法人の場合	
⑧	道路の位置指定台帳（写し）	第15号様式による ※2	
⑨	求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の面積 ・道路及び敷地の面積 	縮尺 1/200 以上
⑩	道路縦断面図及び排水縦断面図	測点、単距離、追加距離、勾配、現在地盤高、計算地盤高、人孔間距離、管底高、管勾配、土被り	縮尺 1/200 以上
⑪	道路明示協定書（写し）	官民境界明示（朱書き）	
⑫	放流同意書（写し）	農業用水路に放流する場合、水利権を有する者の同意	
⑬	農地転用届出受理証明書（写し）	道路となる土地が農地の場合、農地転用の申請中である旨を証明したもの	
⑭	現況写真（施工前）	申請地及び接続道路を撮影	2枚程度
⑮	隣接地の同意書	道路となる土地に隣接する土地の所有者の同意書	
⑯	道路の位置指定台帳（原図提出）	第15号様式による ※2	

※1 道路の位置指定申請書（第14号様式）

- (1) 申請書類は正・副各1部を提出すること。
- (2) 申請者とは、土地所有者又は道路を築造することを委任された者をいう。共同開発事業の場合は、共同名義でもよい。また、副本は指定の公告後、申請者に交付するため、副本の宛名に申請者の氏名を記入すること。
- (3) 「道路となる土地の地名・地番」欄には、位置の指定を受けようとする道路部分の地名、地番を「例）〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇」と正確に記載すること。なお、事業地の一部が道路となる場合、「～の一部」という表現は必要ない。
- (4) 道路の延長は、各幅員別に道路の中心線の長さで算定し、自動車転回広場がある場合、その中心線の長さを加算した合計とする。
- (5) 道路の延長、幅員及び道路、宅地の面積は、小数点以下2位まで記載すること。

※2 道路の位置指定台帳（第15号様式）

- (1) 承諾書の記入欄には、道路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物（工作物）に関して権利を有する者並びに道路の管理者に関する事項を記載すること。
- (2) 付近見取図は、縮尺1/2，500以上とし、申請道路、方位及び目標となる地物を明確に記載すること。
- (3) 道路平面図は、縮尺1/200以上とし、方位は付近見取図と一致させ、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、L型街渠、擁壁、すみ切り、下水本管及び取付管、人孔、集水柵、汚水柵、排水放流先、標識等を記載すること。
なお、接続する道路には建築基準法上の道路種別、道路幅員を記載し、指定を受けようとする道路に隣接する土地には地番、土地所有者、及び敷地の区画、面積、予定建築物の配置等を記載し、土地利用計画を明示すること。
- (4) 道路標準横断面図は、縮尺1/50以上とし、道路幅員、L型街渠、下水本管及び取付管、人孔、集水柵、汚水柵、道路面の構造を記載すること。
- (5) 公図は、申請道路を朱書きすること。
- (6) (1)～(5)は、同一原図におさめること。また、位置の指定を受けようとする道路は朱書きとする。

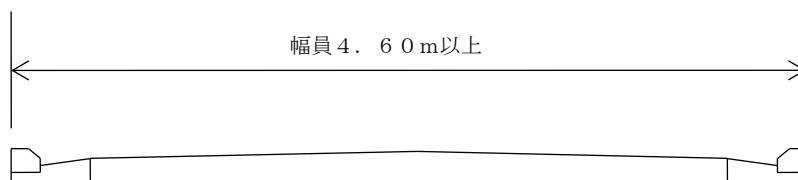
	様式及び型式	
標 識	「位置指定道路」文字入り 金属製同等品 寸法 50×150×10	申請者にて別途購入、設置

II 指定道路の技術基準

1 指定道路の幅員

- (1) 指定道路の幅員は、図1に示す方法により測るものとし、幅員は4.60m以上確保しなければならない。
- (2) 位置の指定を行う幅員は、側溝を含めた幅員とする。

図1



2 接続道路

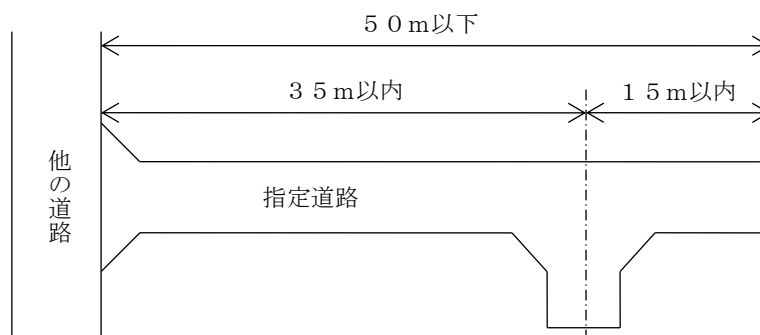
指定道路は、その両端を他の道路（法第42条に規定する道路をいう。以下同じ。）に接続しなければならない。ただし、次の第3（袋路状道路）に該当するものはこの限りでない。

3 袋路状道路

- (1) 指定道路が令第144条の4第1項第1号の(イ)から(ホ)までに該当する場合は、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したもの。）とすることができる。
- (2) 袋路状道路の延長が35mを超える場合は、指定道路の終端及び延長距離35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場を設けなければならない。（5 自動車の転回広場参照）

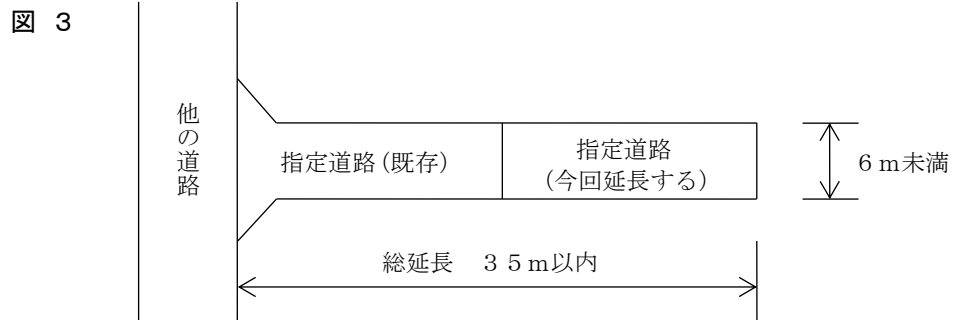
ただし、自動車の転回広場から終端までの距離が15m以内の場合は終端に自動車の転回広場を設けないことが出来る。

図2 例) 50m以下の場合



※この場合、終端の自動車の転回広場を設けないことが出来る

- (3) 袋路状道路を延長する場合は、接続する指定道路（既存）が、幅員 6 m 未満の行き止まり道路であるときは、指定道路（既存）の延長も加算して 35 m 以下でなければならない。ただし、(2)の自動車の転回広場を設ける場合においてはこの限りでない。

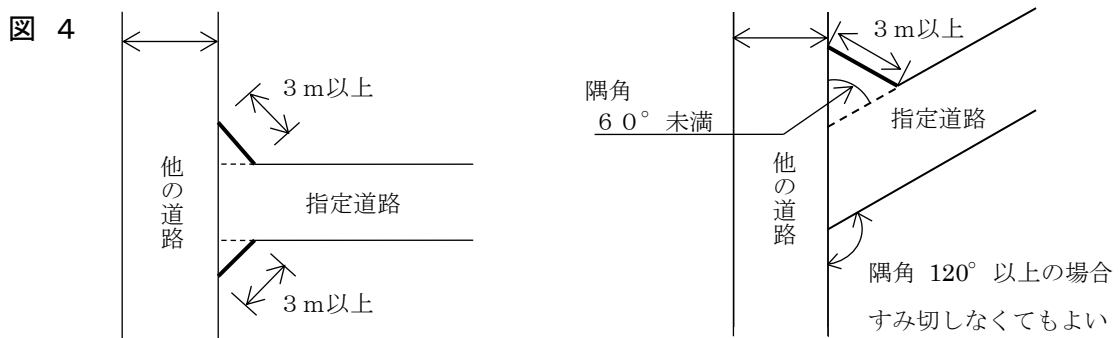


- (4) 袋路状道路の終端を公園、広場等に接続するもので自動車の転回に支障が無い場合については、その公園、広場等を常時通行しても支障のないことについて、その管理者の承諾を得ていること。

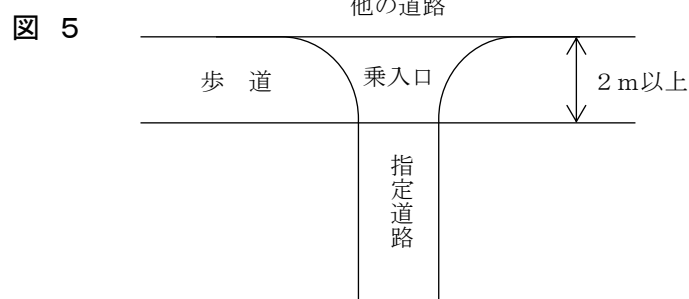
- (5) 袋路状道路の延長距離の制限はない。

4 すみ切り

- (1) 指定道路が他の道路と、同一平面で接続又は屈折する箇所には、長さ 3 m 以上の底辺を有する二等辺三角形のすみ切りを、指定道路の範囲に含めて設けなければならない。ただし、隅角が 120° 以上の箇所はすみ切りを除くことができる。

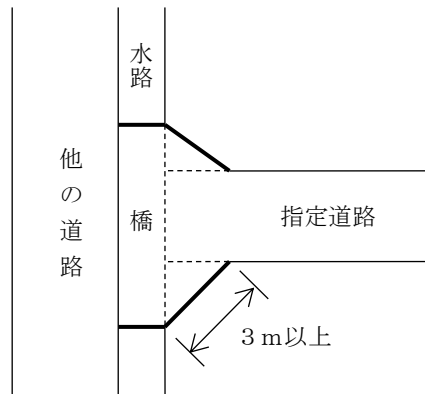


- (2) 指定道路が幅員 2 m 以上の歩道がある道路に接続する場合は、道路管理者と協議のうえ、歩道（乗入口部分）に適切な措置を講じることにより、すみ切りの設置を免除することができる。



- (3) 指定道路が水路を隔てて、他の道路に接続する場合は、すみ切りを設けた場合と同等以上の長さを有する橋を架設しなければならない。

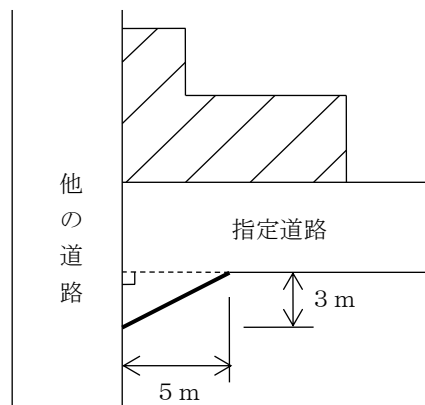
図 6



- (4) すみ切りを設置しなければならない箇所に、既存の建築物又は堅固な工作物等があり、すみ切りを設けることが困難な場合又はすみ切り部分の関係権利者の承諾が得られない場合は、特例として片側すみ切りとすることができる。なお、片側すみ切りとすることができるのは、隅角が 120° 以下の箇所とする。

すみ切りの辺の長さは図7に示すものとする。

図 7



5 自動車の転回広場

- (1) 建設省告示第1837号に規定する転回広場は図8及び図9に示すもののほか、これらと同等以上のものとする。

図 8

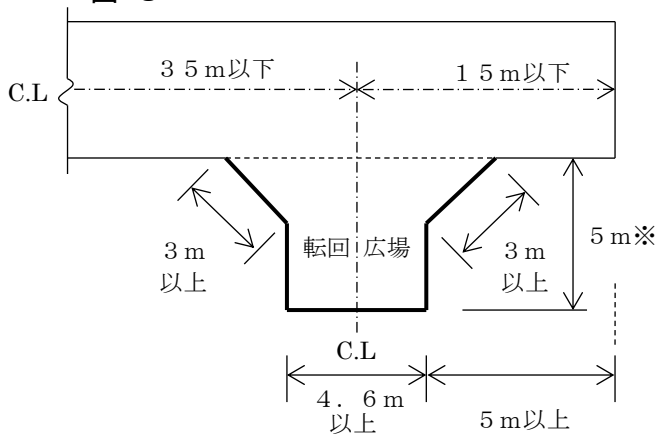
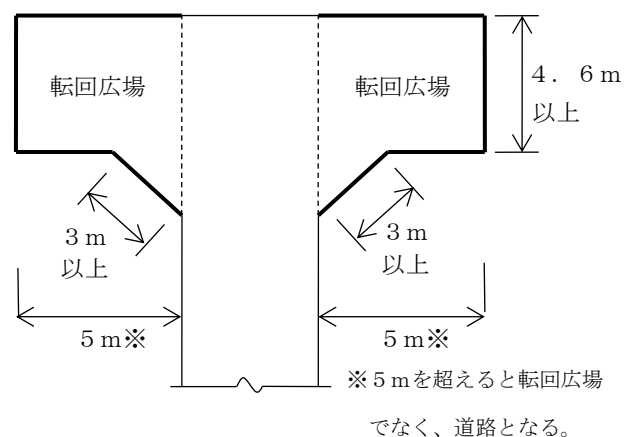


図 9



- (2) 自動車の転回広場の中心線の長さ及び面積は指定道路の延長及び面積に含むものとし、構造は指定道路と同等のものとする。

6 道路の構造

- (1) 指定道路は、階段状でないものとし、縦断勾配は1.2%以下としなければならない。
- (2) 路面は、原則としてアスファルト舗装とする。
- (3) アスファルト舗装する場合の表層は密粒度アスファルト（仕上り厚さ5cm）、路盤は粒調砕石又は粒調鉍滓（仕上り厚さ20cm）を使用するものとする。
- (4) 指定道路は、原則L型側溝を設けるものとする。ただし、公共下水道処理区域が分流式の区域で、雨水排水に必要な勾配がとれない場合などは、協議によりU型側溝とすることができる。

図 10 L型側溝（参考標準図）

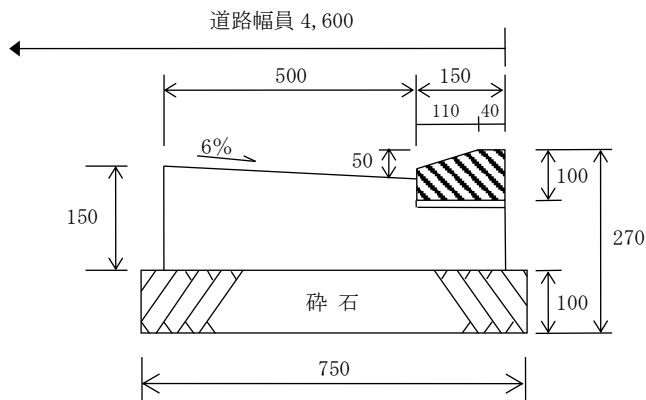
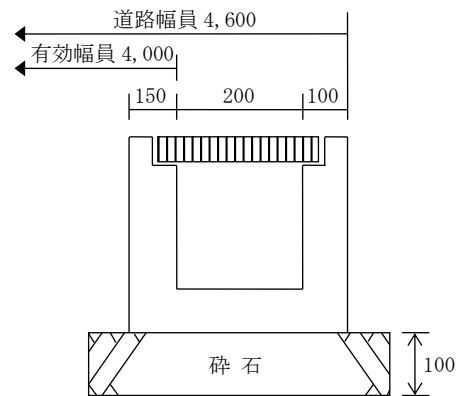


図 11 U型側溝（参考標準図）



7 排水施設

- (1) 指定道路内に埋設する排水本管は、原則として内径200mm以上の硬質ポリ塩化ビニル管とする。
- (2) 集水柵の取付管は、原則として内径200mm以上の硬質ポリ塩化ビニル管とする。
- (3) 汚水柵の取付管は、内径150mm以上の硬質ポリ塩化ビニル管とする。
- (4) 集水柵の底部には、深さ150mm以上の泥溜を設け、また、汚水柵及び人孔の底部には接続する管渠の内径に応じインバートを設けるものとする。
- (5) 管渠の維持管理上必要な箇所に設ける柵及び人孔の間隔は、集水柵は1.5m、人孔は2.0mを基準とする。
- (6) 指定道路内の柵及び人孔には鋳鉄製の防護ふた及び内ふたを設けるものとする。
- (7) その他、排水施設の技術基準等は、下水道部局との協議によるものとする。

8 標識の設置

指定道路の起点又は適当な位置に「位置指定道路」の標識を設置しなければならない。

Ⅲ 道路位置指定台帳作図例

道路平面図 S : 1/100~200

